原単位の改善のための取組に関する状況 【2026年度提出分（2025年度実績）】※非特定事業者用

住友重機械エンバイロメント株式会社

銘柄コード	ー
法人番号	9010701017762

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	36	水道業
細分類（申請事業）	3631	下水道処理施設維持管理業
エネルギー管理統括者	【役職】 品質保証部 部長 【氏名】 田中 浩太郎	

エネルギー総使用量	161,080	GJ	4,156	kℓ
前年度エネルギー総使用量			4,187	kℓ
非化石エネルギー総使用量	63,909	GJ	1,649	kℓ
調整後温室効果ガス排出量	7,375		t-CO_2	

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位※注（2025年度実績）		原単位分母			
	主たる事業の構成割合				%
事業者全体のエネルギー消費原単位対前年度比	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
事業者全体の5年度間平均原単位変化（%）					

※ 主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したもの。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位（2025年度実績）		原単位分母			
DR実施日数					
事業者全体の電気需要最適化評価原単位対前年度比	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
事業者全体の5年度間平均原単位変化					

【ベンチマーク指標の状況（合理化）】

ベンチマーク区分		
目指すべき水準		kℓ/t以下
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分		
目指すべき水準		kℓ/t以下
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分	ー	ー
目指すべき水準	ー	
ベンチマーク指標の状況	ー	
ベンチマーク区分	ー	ー
目指すべき水準	ー	
ベンチマーク指標の状況	ー	

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量】

種別	合計量	
Jクレジット		t-CO2
ー	ー	t-CO2
ー	ー	t-CO2
ー	ー	t-CO2

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標（2030年度）	45.0%				
直近5年度間の実績値	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
					40.4%
目安設定業種					
目安（2030年度）					
目標（2030年度）					
直近5年度間の実績値	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
目安設定業種	ー		ー		
目安（2030年度）	ー				
	ー				
目標（2030年度）	ー				
直近5年度間の実績値	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
					ー

【取組の概要：業界の事情等を考慮した取組について（定量指標）】

【取組の概要：業界の事情等を考慮した取組について（定性的事項）】

1．エネルギーの使用の合理化に関する事項

当社は、全国の地方公共団体等から下水処理場をはじめとする水処理施設の運転管理業務を受託し、契約内容に応じて施設の運転・保全を行っています。施設および設備の構成は発注者が保有・決定するため、当社の省エネルギーの取組は、日々の運転管理の最適化と、発注者への改善提案を通じて進めています。主な取組は次のとおりです。

・処理水質の維持を前提に、送風機（ブロワ）の運転台数および送風量を最適化し、曝気に要する電力の低減に努めています。
・ポンプ・送風機等の主要機器について、日常点検により効率低下の兆候を早期に把握し、清掃・整備を適時に実施することで、機器効率の維持を図っています。
・汚泥処理工程等について、処理量に応じて運転時間を集約し、待機運転に伴う電力の低減に努めています。
・運転データを継続的に監視・分析し、流入負荷や季節変動に応じて運転条件の見直しを行っています。
・設備の更新・改良にあたっては、発注者に対して高効率機器の採用等を提案しています。

2．非化石エネルギーへの転換に関する事項

当社が運転管理を受託する施設のうち、当社が電気料金を負担している施設（申請事業の範囲）における2025年度の電気の非化石比率は、40.4%でした。

2030年度に向けては、電力契約の更新の機会をとらえて、非化石電源比率の高い電力メニューへの切替えや非化石証書の活用を検討するとともに、発注者である地方公共団体等の脱炭素方針に沿った対応を進め、電気の非化石比率45%を目指します。

【取組の概要：カーボンニュートラルに向けて】

1．自由記述欄（カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について）

2．関連リンク

	:
	:
	:

（注意事項）
・赤枠囲み欄は必須記載です。
・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。